

東京都水道局談合情報取扱要綱

平成9年6月1日施行

9水経契第43号

平成13年5月1日改正

13水経契第29号

平成28年3月31日改正

27水経契第740号

平成30年12月20日改正

30水経契第413号

令和2年3月13日改正

31水経契第555号

第1 目 的

この要綱は、東京都水道局発注の契約に係る談合情報に関する取扱いを定め、もって東京都水道局が締結する契約に関し、公正な競争を確保することを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、東京都水道局発注に係るすべての契約に適用する。

第3 談合情報検討委員会の設置等

- 1 契約担当者等（水道局長及び東京都水道局財務規程第208条第1項の規定により契約事務を委任されている所の長をいう。以下同じ。）は、所掌する契約に係る談合情報に的確に対処するため、談合情報検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員会は、談合情報に関する調査の必要性の有無、入札執行、契約締結及び契約解除の是非を審議する。
- 5 委員会の庶務は、経理部契約課及び所の契約担当課において処理する。

第4 入札執行前に談合情報を受けたときの取扱い

1 談合情報に関する調査の必要性の判断

(1) 委員会への付議

契約担当者等は、所掌する契約について談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等の確認に努めるとともに、調査の必要性について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、契約担当者等から(1)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等の観点から情報の信ぴょう性を確認し、情報内容について調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

なお、契約担当者等は、委員会で、調査の必要がないと判断した場合は、その理由を別紙様式に記載しなければならない。

2 事情聴取

契約担当者等は、談合情報について委員会において調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加しようとする者又は入札に参加した者（以下「入札参加者等」という。）のうち、事情を聴取する必要があると認められる者から事情を聴取しなければならない。

3 入札執行の是非の判断

(1) 委員会への付議

契約担当者等は、2の事情聴取を終了したときは、入札執行の是非について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、契約担当者等から(1)により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、入札執行の是非について判断しなければならない。

4 誓約書の徴収及び入札の執行

(1) 契約担当者等は、委員会が入札を執行して差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加予定者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかになった場合は入札を無効にする旨を知らせた上で入札を執行する。

(2) 入札を執行する場合、入札参加者等に対し、第1回目の入札に際し、積算内訳の提出を求め内容を審査する。

(3) (2)の積算内訳の内容の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる事実を発見したときは、5により対応しなければならない。

5 入札の取止め

契約担当者等は、委員会が入札を執行すべきでないと判断したときは、競争入札等参加者心得第3条第1項第4号又は競争入札等参加者心得（電子入札編）第5条第4項第4号を適用し、入札を取止めなければならない。この場合、入札参加者等の応札結果の保全に努める。

6 財務局長への結果報告

契約担当者等は、談合情報に対する処理結果を別紙様式により財務局長に報告しなければならない。

7 公正取引委員会等への連絡

契約担当者等は、調査を行った談合情報について、別紙様式により公正取引委員会及び警視庁へ連絡する。

第5 入札後、契約締結前に談合情報を受けたときの取扱い

1 談合情報の調査の必要性の判断

(1) 委員会への付議

契約担当者等は、所掌する契約について談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等の確認に努めるとともに、調査の必要性について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、契約担当者等から(1)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等の観点から情報の信ぴょう性を確認し、情報内容について調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

なお、契約担当者等は、委員会で、調査の必要がないと判断した場合は、その理由を別紙様式に記載しなければならない。

2 事情聴取

契約担当者等は、談合情報について委員会において調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）のうち、事情を聴取する必要があると認められるものから事情を聴取しなければならない。

3 契約締結の是非の判断

(1) 委員会への付議

契約担当者等は、2の事情聴取を終了したときは、契約締結の是非について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、契約担当者等から(1)により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、契約締結の是非について判断しなければならない。

4 誓約書の徴収及び契約締結

契約担当者等は、委員会が契約締結を行って差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加者から誓約書を提出させるとともに、契約締結後に談合の事実が明らかになった場合は、契約を解除することがある旨を知らせた上で落札者と契約を締結する。

5 契約締結の取止め

契約担当者等は、委員会が契約締結を行うべきでないと判断したときは、競争入札等参加者心得第13条又は競争入札等参加者心得（電子入札編）第16条を適用し、入札を無効とし、契約締結を取止めなければならない。

6 財務局長への結果報告

契約担当者等は、談合情報に対する処理結果を別紙様式により財務局長に報告しなければならない。

7 公正取引委員会等への連絡

契約担当者等は、調査を行った談合情報について、別紙様式により公正取引委員会及び警視庁へ連絡する。

第6 契約締結後に談合情報を受けたときの取扱い

1 談合情報の調査の必要性の判断

(1) 委員会への付議

契約担当者等は、所掌する契約について談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等の確認に努めるとともに、調査の必要性について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、契約担当者等から(1)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等の観点から情報の信ぴょう性を確認し、情報内容について調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

なお、契約担当者等は、委員会で、調査の必要がないと判断した場合は、その理由を別紙様式に記載しなければならない。

2 事情聴取

契約担当者等は、談合情報について委員会において調査の必要があると認められたときは、当該契約の相手方及び入札参加者（当該契約の相手方を除く。）のうち事情を聴取する必要があると認められるものから事情を聴取しなければならない。

3 契約解除の是非の判断

(1) 委員会への付議

契約担当者等は、2の事情聴取を終了したときは、契約解除の是非について別紙様式により委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、契約担当者等から(1)により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められる事実の有無により、契約解除の是非について審議しなければならない。

4 誓約書の徴収及び契約の履行の継続

契約担当者等は、委員会が契約の履行を継続して差し支えないと判断したときは、当該契約の相手方及び入札参加者から誓約書を提出させるとともに、これ以後談合の事実が明らかになった場合は契約を解除することがある旨を知らせた上で契約の履行を継続する。

5 契約の解除

契約担当者等は、委員会が契約の履行を継続すべきでないと判断したときは、契約の相手方と協議の上、契約を解除することができる。

6 財務局長への結果報告

契約担当者等は、談合情報に対する処理結果を別紙様式により財務局長に報告しなければならない。

7 公正取引委員会等への連絡

契約担当者等は、調査を行った談合情報について別紙様式により公正取引委員会及び警視庁へ連絡する。

第7 再発注時の取扱い

契約担当者等は、第4の5、第5の5、又は第6の5に基づき、入札の取止め、契約締結の取止め、あるいは契約の解除を行った後、当該契約案件の再発注を行う場合は、当初の入札よりも指名業者数を増やすなどの取組を行う。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

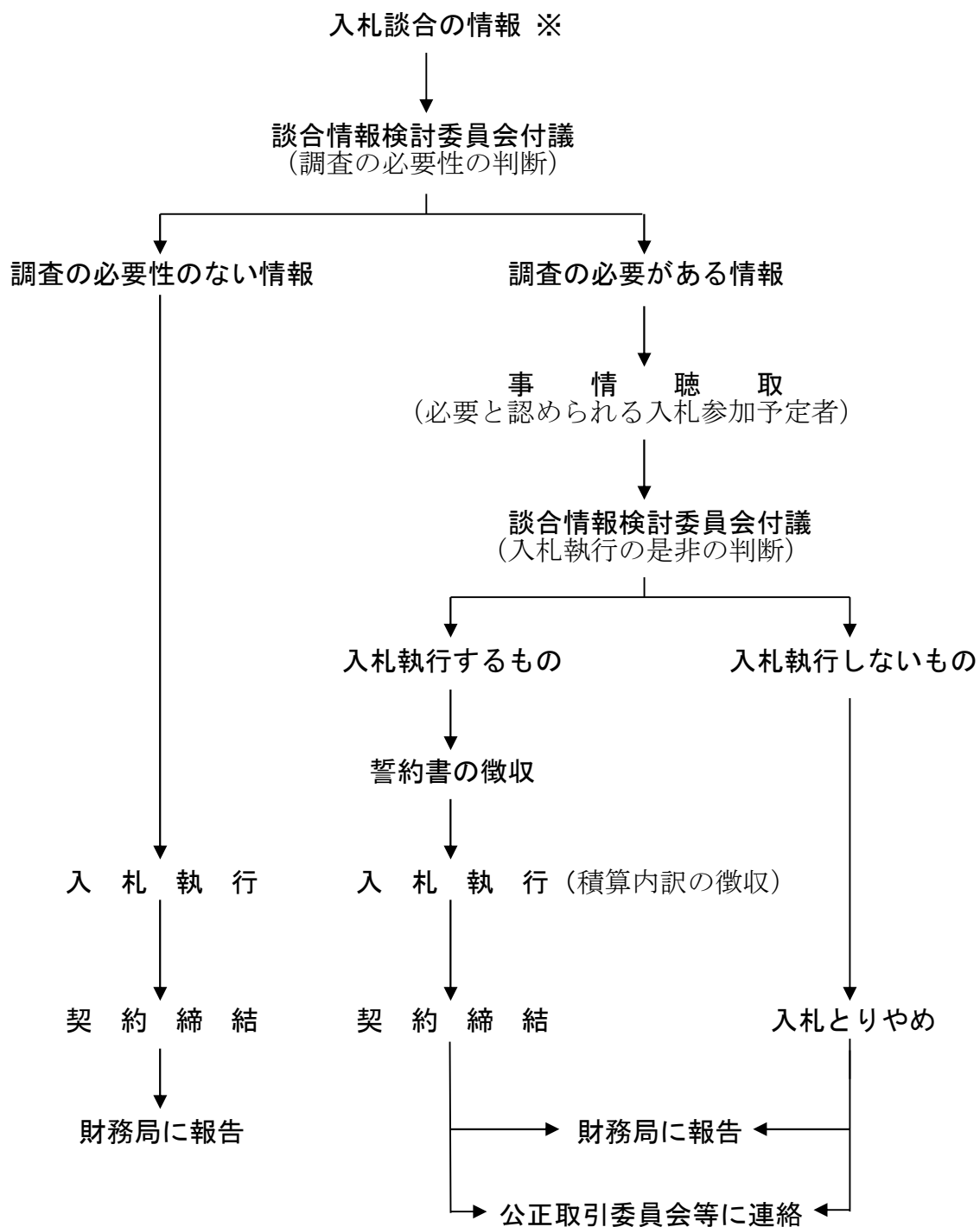
この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

談合情報取扱いフロー（１）

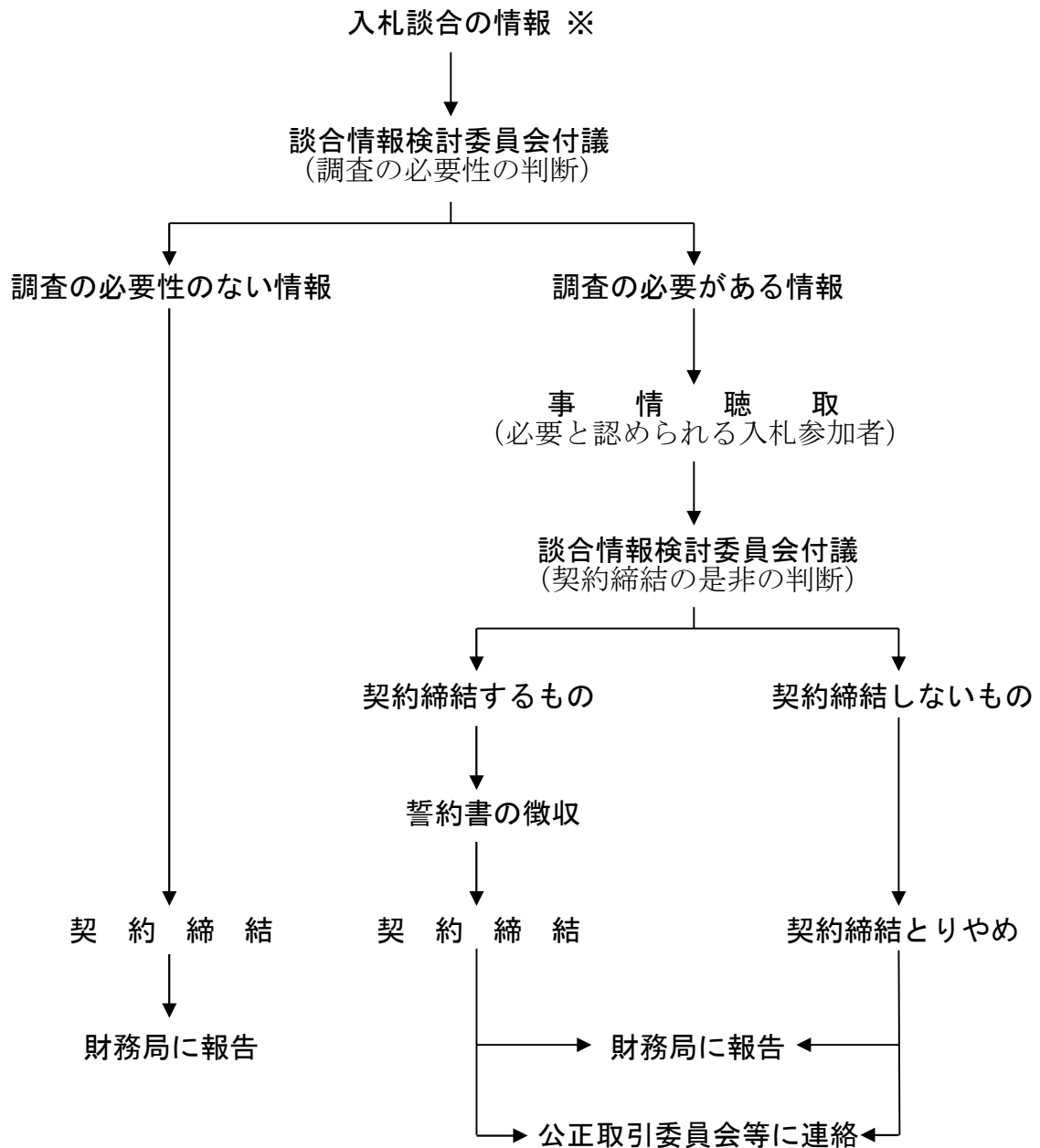
（入札執行前に談合情報を受けたとき。）



※ 東京都契約事務協議会からさぐり行為による注意を受けた業者が、以降１年の間に当局発注案件に入札参加を希望し、当局の求める誓約書の提出を行わない場合等を含む。

談合情報取扱いフロー（２）

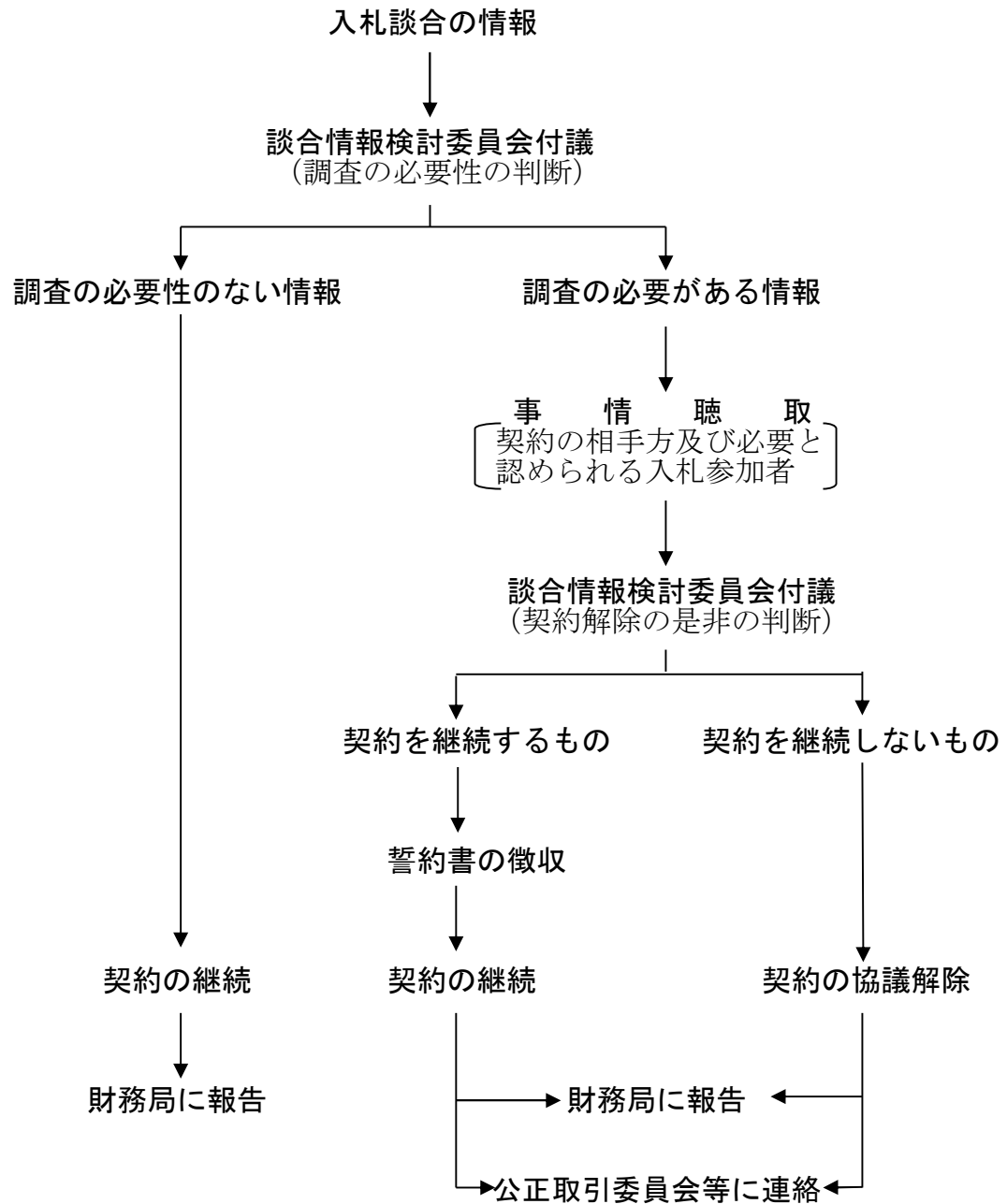
（入札後、契約締結前に談合情報を受けたとき。）



※ 東京都契約事務協議会からさぐり行為による注意を受けた業者が、以降１年の間に当局発注案件に入札参加を希望し、当局の求める誓約書の提出を行わない場合等を含む。

談合情報取扱いフロー（３）

（契約締結後に談合情報を受けたとき。）



談合情報検討委員会議案兼報告書

局(所)名

談合情報に係る契約	契約件名・番号			
	業 種			
	指名委員会	年 月 日		
	指名年月日	年 月 日		
	入札(予定)日	年 月 日		時 分
	契約(予定)日	年 月 日		時 分
	指名業者名	1	6	
2		7		
3		8		
4		9		
5		10		
談合情報の内容等		情報入手年月日	年 月 日	
	情報提供者	1 報道機関 2 実名 3 匿名 4 その他()		
	情報手段	1 文書 2 ファクシミリ 3 電話 4 面接 5 その他()		
	情報内容			
	委員会の判定	調査の必要性 1 あり 2 なし		
	事情聴取結果又は調査の必要がないと判断した理由			
	委員会の判定	入札執行前	1 入札執行	2 入札執行とりやめ
		入札後(契約締結前)	1 契約締結	2 契約締結とりやめ
		契約締結後	1 契約継続	2 契約解除
	公取への連絡日	年 月 日(連絡方法)		
警察署への連絡日	年 月 日(連絡方法)			
事務担当者名・電話				